

兵庫県公報

平成28年11月11日 金曜日 第 2849 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	1
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	2
○ 昭和42年7月11日兵庫県告示第725号（姫路港港湾隣接地域の指定とその関係図面の縦覧） の一部改正（同）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	4
○ 平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 入札公告（管理課）	7

告 示

兵庫県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年10月28日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	松の木谷池地区	平成28年11月11日から 同 年12月1日まで	加古川市役所
農村地域防災減災事業	西山新池地区	平成28年11月11日から 同 年12月1日まで	加古川市役所
農村地域防災減災事業	久次穴栗谷水利地区	平成28年11月11日から 同 年12月1日まで	三木市役所

兵庫県告示第959号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間

平成24年8月から平成26年3月まで

- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文庄田の一部（倭文庄田Ⅲ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文庄田の一部
- (5) 認証年月日
平成28年10月24日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年5月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- (5) 認証年月日
平成28年10月24日



兵庫県告示第960号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

播磨沿岸の部姫路港の款浜田の項を次のように改める。

浜 田		<p>イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、ナ点、ラ点及びム点により囲まれた区域（ウ点、キ点、ノ点及びオ点により囲まれた区域を除く。）</p> <p>注</p> <p>イ点 姫路市網干区浜田地先姫路木材港東防波堤標柱（北緯34度45分27秒東経134度34分12秒）の点</p> <p>ロ点 イ点から10度426メートルの点</p> <p>ハ点 ロ点から91度181メートルの点</p> <p>ニ点 ハ点から190度275メートルの点</p> <p>ホ点 ニ点から89度50メートルの点</p> <p>へ点 ホ点から10度275メートルの点</p> <p>ト点 へ点から91度189メートルの点</p> <p>チ点 ト点から1度450メートルの点</p> <p>リ点 チ点から271度351メートルの点</p> <p>ヌ点 リ点から9度346メートルの点</p> <p>ル点 ヌ点から98度43メートルの点</p> <p>ヲ点 ル点から189度88メートルの点</p> <p>ワ点 ヲ点から91度23メートルの点</p> <p>カ点 ワ点から180度105メートルの点</p> <p>ヨ点 カ点から186度27メートルの点</p> <p>タ点 ヨ点から181度78メートルの点</p> <p>レ点 タ点から91度293メートルの点</p> <p>ソ点 レ点から181度546メートルの点</p> <p>ツ点 ソ点から271度198メートルの点</p>
-----	--	--

	ネ点	ツ点から190度248メートルの点
	ナ点	ネ点から70度30分1, 286メートルの点
	ラ点	ナ点から167度79メートルの点
	ム点	ラ点から250度1, 330メートルの点
	ウ点	姫路市網干区浜田地先標柱（北緯34度45分39秒東経134度34分20秒）の点
	ヰ点	ウ点から271度99メートルの点
	ノ点	ヰ点から190度280メートルの点
	オ点	ウ点から89度99メートルの点



兵庫県告示第961号

昭和42年7月11日兵庫県告示第725号（姫路港港湾隣接地域の指定とその関係図面の縦覧）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月11日

姫路港港湾管理者

兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

7 網干地域の部中

「(1) から (6) まで、(7) から (17) まで、(18) から (28) まで及び (29) から (35) までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域並びに (36) から (43) まで及び (44) から (47) までの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域、ただし、(44) から (47) までに囲まれた地域は除く」を

「(1) から (6) まで、(7) から (17) まで、(18) から (28) まで及び (29) から (35) までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域並びに (36) から (47) まで及び (48) から (51) までの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域、ただし、(48) から (51) までに囲まれた地域は除く」に改め、

- 「(36) 姫路市網干区興浜地先標柱
- (37) (36) から250度30分1, 123メートルの地点
- (38) (37) から10度248メートルの地点
- (39) (38) から91度198メートルの地点
- (40) (39) から1度546メートルの地点
- (41) (40) から271度344メートルの地点
- (42) (41) から9度300メートルの地点
- (43) (42) から278度43メートルの地点
- (44) 姫路市網干区浜田地先標柱
- (45) (44) から271度99メートルの地点
- (46) (45) から190度280メートルの地点
- (47) (46) から89度99メートルの地点」

を

- 「(36) 姫路市網干区浜田地先姫路木材港東防波堤標柱（北緯34度45分27秒、東経134度34分12秒）から250度34分1, 602メートルの地点
- (37) (36) から250度30分1, 286メートルの地点
- (38) (37) から10度248メートルの地点
- (39) (38) から91度198メートルの地点
- (40) (39) から1度546メートルの地点

- (41) (40) から271度293メートルの地点
(42) (41) から1度78メートルの地点
(43) (42) から6度27メートルの地点
(44) (43) から0度105メートルの地点
(45) (44) から271度23メートルの地点
(46) (45) から9度88メートルの地点
(47) (46) から278度43メートルの地点
(48) 姫路市網干区浜田地先標柱（北緯34度45分39秒、東経134度34分20秒）
(49) (48) から271度99メートルの地点
(50) (49) から190度280メートルの地点
(51) (50) から89度99メートルの地点
- に改める。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) アルカドラッグ東姫路店
所在地 姫路市日出町三丁目38番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ナガタ薬品
住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3
代表者の氏名 中 島 康 伸
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ナガタ薬品
住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3
代表者の氏名 中 島 康 伸
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年6月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,761平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
72台
 - (2) 駐輪場の収容台数
72台
 - (3) 荷さばき施設の面積
48平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナガタ薬品	午前 9 時	午後 9 時50分
未定		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時50分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成28年10月12日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年11月11日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 3 月13日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第 3 条第 1 項の規定により、平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

全寮制コース 15名程度

通学制コース 10名程度

3 修業年限

全寮制コース 1 年

通学制コース 2 年

4 受講生の決定方法

筆記試験、適性検査、個人面接により、受講生を決定する。

5 試験日及び会場

(1) 日程

平成29年 1 月29日（日）

(2) 会場

淡路市野島常盤954—2

県立淡路景観園芸学校

6 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成29年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成29年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 応募手続

(1) 応募書類

ア 受講願書

イ 出願理由書

(2) 応募書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

平成29年1月4日（水）から同月13日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成29年1月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

平成29年2月7日（火）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号（0799）82-3455



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市王子町字山ノ下156番3の一部、157番1、158番3の一部、159番1、160番、161番1の一部、162番の一部、163番、164番1の一部、165番、166番、167番の一部、159番1地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 湯川 則之

3 許可年月日及び許可番号

平成28年 4 月18日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－2号（28小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町富永字南野神445番2の一部、447番の一部、448番4の一部、449番3の一部、445番2地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保517番地の3
泰成建設株式会社 代表取締役 中 村 昭 則
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年10月17日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－3－3号（28たつの）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年11月11日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
5軸制御マシニングセンタ 1台
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成29年2月28日(火)
 - (4) 納入場所
兵庫県立ものづくり大学校 北実習棟1階 NC実習室（姫路市市之郷1001－1）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 徳岡

電話 (078) 341-7711 内線4938 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年11月11日(金)から同月25日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成28年12月21日(水)午前11時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成28年12月20日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成28年11月11日(金)から同月25日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、11月25日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成28年12月14日(水)午後5時から同月21日(水)午前11時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年11月11日(金)から同年12月7日(水)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年11月11日(金)から同月25日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、11月25日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年12月14日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年12月19日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年1月12日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

5-axis control machining center

(3) Delivery period: February 28, 2017

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Monodzukuri Institute North training Building 1st floor NC lab 1001-1
Ichinogochi, Himeji, Hyogo

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 25, 2016

(6) Deadline for tender:

11:00 December 21, 2016 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 20, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Tokuoka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4938